

京都市教育長告示第4号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に休所します。

令和元年7月4日

京都市教育長 在田正秀

臨時に休所する日 令和元年7月16日(火)、同月17日(水)、同年12月9日(月)
及び同月10日(火)

(野外活動施設花背山の家事業課)